

学校感染症における出席停止について

次の表にある病名と診断された時は、他の生徒へ感染する可能性が高いため、出席停止となります。診断されたら速やかに学校へ連絡し、しっかりと治療してください。出席停止期間を守り、かつ、医師から登校許可が出たら、登校当日に治癒届に保護者が記入し、担任に提出してください(その際、病院の領収書または処方された薬の説明書など、受診を確認できるものを持参してください)。

☆治癒届は戸塚高校定時制ホームページからダウンロードするか職員室まで取りに来てください。

学校感染症の種類と出席停止

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(脊髄炎)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS) 南米出血熱、インフルエンザ(H5N1型、H7N9型)、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(H5N1型、H7N9型を除く) *医療機関の受診が必要	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
新型コロナウイルス感染症 *医療機関受診もしくは抗原キットで陽性	発症日を0日目として5日経過し、かつ、症状軽快後1日経過した場合には、最短で6日目から解除となる	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

* 第三種「その他の感染症」とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要に応じて学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることのできる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断されます。

療養機関の見方

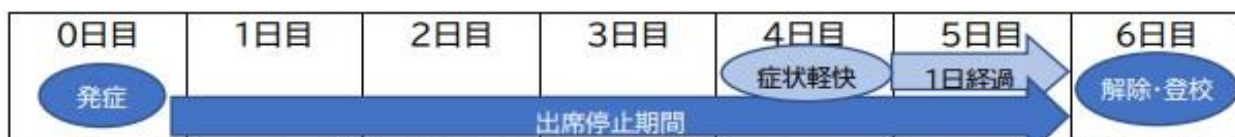
【インフルエンザ】

○発症日を0日目として発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは、最短で6日目から解除・登校となります。

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
2日間	発症	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	解除・登校			
3日間		発熱	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	解除・登校		
4日間		発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	解除・登校
5日間		発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過

【新型コロナウイルス感染症】

○発症日を0日目として発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した場合には、最短で6日目から解除・登校となります。



※ 政府の方針により、陽性が判明した者は、発症翌日から10日間はマスクの着用が推奨されています。